

I. 反対尋問

- 5 1. 弁護側は因果関係の基本部分をどのように解釈しているか。
2. 結果が発生するかもしれないといった漠然とした予見可能性だけでは、結果回避意思の形成に役立つとはいえないとしているが、なぜそのような考えるのか。
3. 弁護側は、故意と過失において必要とされる認識の範囲を、共通のものとして論じるべきであると考えているのか。そうであれば、反対尋問において故意とは、「構成要件該当事実の認識・認容」であり、因果関係の認識も含まれる、としているのにも拘らず、なぜ過失犯の要件を「因果関係の認識」とせずに「因果関係の基本的部分」としているのか。そうでないならば、なぜそのような考えるのか。
- 10